



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第26号 2017年11月28日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

ジャスタビ監督、白タク摘発を要請 山添拓参院議員(共) 国交省からレクチャー

日本共産党の山添拓参院議員(国土交通委員)は11月28日、議員会館に国交省の担当者呼んで、ジャスタビに対する監督責任、白タク摘発・調査の徹底についてレクチャー(説明)を受け、国交省が責任を果たすよう要請しました。自交総連から高城委員長、菊池書記長、川崎東京地連書記長が同席しました。



国交省から聞き取りをする(左から)川崎東京地連書記長、高城委員長、山添議員

自交総連から、11月8日の国交省交渉でジャスタビについて国交省は監督責任を負わず利用者の自己責任に任せていること、白タクの横行の背景にも規制緩和でタクシー類似行為の事業を認めていることがあることなどを事前に議員に説明してから国交省のレクチャーを受けました。

自交総連から、11月8日の国交省交渉でジャスタビについて国交省は監督責任を負わず利用者の自己責任に任せていること、白タクの横行の背景にも規制緩和でタクシー類似行為の事業を認めていることがあることなどを事前に議員に説明してから国交省のレクチャーを受けました。

ジャスタビ、注視して対策をとるべきだ

国交省自動車局旅客課の坂井英隆企画調整官は、レンタカー会社が運転者をあつせんしないように通知しているなどと説明しましたが、山添議員が、実際に沖縄など現地に行って、レンタカーの受け渡し場面とか違法がないかどうか確認する調査はしているのかと聞くと、現場の調査はしていないことが判明しました。組合から、実態として運転者がレンタカーの受け渡しをしている例なども指摘して、実際に利用者に乗せて運行しているのだから、国交省が監督、対策を考えるべきだと要請。山添議員は、レンタカー業を監督するというだけではなく、タクシー類似行為をしているという側面からの対策が必要で、国交省も今後の経過を注視するというのならば、きちんと注視して対策をとるべきだと指摘しました。

省からは、レンタカーを他人に運転させる行為については、事故の場合にレンタカー会社の責任が問えないこと、第三者を怪我させたときには利用者が運行供用者として責任を問われることなどを周知するようレンタカー事業者に通知（別記）し、利用者に徹底するようにしていると説明がありました。

白タク取り締まり、安易な「緑ナンバー参入論」に注意

中国人旅行者相手の白タクについては、自動車局旅客課矢吹尚子課長補佐が、警察庁・法務省・観光庁等と連携して対策を実施、関西空港では11月24日に警察、空港、タクシー協会などで、旅行者・自家用車のドライバーに啓発活動を行ったと説明しました。

説明のなかで、白タクの横行を止める方策の一つとして、送迎をしている人に正式な事業許可を取ってもらって「緑ナンバー」でやってもらうという動きもあるということに触れられたため、組合から、緑ナンバーで参入となると特措法もあるので都市型ハイヤー（増車が可能だが、2時間以上の貸切で運行、無線配車などタクシー類似の営業形態はとれないことになっている）で許可を取って参入することが考えられるが、現に東京でウーバーがハイヤーをつかってスマホ配車をして、旅行の手配という名目でサージ・プライシング（繁忙期の運賃割増）もやっている実態があり、増車できる都市型ハイヤーを悪用している疑いもあるとして、安易に緑ナンバーに参入させるとするのは問題があると指摘しました。

省側は、特措法で参入や増車には制限があるので、緑というのは、運転者が二種免許を取って既存の会社に雇用されることも含めて、他人を乗せるなら二種免許を取ってもらいたいということだと説明し、都市型ハイヤーについては、借り上げた者がその時間を切り売りする形で営業することはできないとしました。

レク後、山添議員は、今国会は別件の質問があるので、来年の通常国会で今回説明を受けた件、ジャスタビの危険性などについて質問したいと意欲を語っていました。

(以下、資料)

- ①レンタカー借受人の「自己責任」についての通達（3ページ）
- ②レンタカー事業者が借受人に配布しているというチラシ（4ページ）
- ③関西空港の白タク排除啓発活動でまいているビラ（5ページ）

国自旅第73号
平成29年7月6日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

レンタカー事業者からレンタカーの借受人への周知等について

レンタカー事業において、レンタカーの借受人（以下「借受人」という。）と運転者が同一であることは求められておらず、借受人に代わって運転を行うことや第三者がそのような運転者を仲介する行為は、道路運送法に抵触するものではないが、借受人に対して事故発生時の責任関係に係る周知及び説明を十分に行うよう、レンタカー事業者を指導されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国レンタカー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 借受人は、自ら自動車を借り受けている主体であり、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客とはその立場が異なる。

具体的には、

(1) 運転者の過失により事故が発生し、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客が被害を受けた場合、当該旅客自動車運送事業者が自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者責任を負うが、レンタカー事業者は、借受人が被害を受けた場合に、運行供用者責任を負わない。そのため、借受人が損害賠償を請求するためには、借受人が運転者の故意・過失を立証する必要がある。

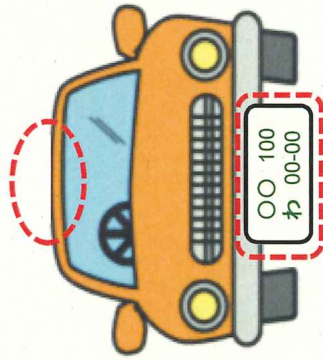
(2) 運転者の過失により事故が発生し、第三者が被害を受けた場合、タクシー等の旅客自動車運送事業の旅客は運行供用者責任を負わないが、借受人はレンタカー事業者と共に運行供用者責任を負う。そのため、借受人が第三者からの損害賠償責任を免れるためには、自ら及び運転者に過失がなかったこと等を借受人が立証する必要がある。

2. 上記1のとおり、借受人は、旅客自動車運送事業者における旅客とは事故発生時の責任関係が異なるため、レンタカー事業者は借受人に対して、上記内容について、周知及び十分な説明を行うこと（別紙参照）。

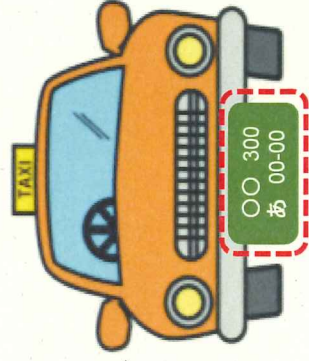
3. なお、借受人がレンタカーの予約をウェブサイトやスマートフォンのアプリ等を通じて行う場合にあっても、レンタカー事業者は、借受人に対し、当該予約申込みの際に、上記1の内容について周知及び十分な説明を行うこと（別紙参照）。

お客様（レンタカーの借受人）は、タクシーの乗客とは立場が異なります。

レンタカー



タクシー



「お客様」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- 搭乗者保険500万円以上により損害をてん補
- レンタカー事業者は、タクシー事業者と異なり、お客様に対し、運行供用者責任という厳格な責任を負いません。
(お客様の損害について賠償請求する場合には、タクシーの乗客とは異なり、ドライバーの故意・過失をお客様が立証する必要があります)

「タクシーの乗客」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- 対人賠償責任保険8,000万円以上により損害をてん補
- タクシー事業者は、乗客に対し、運行供用者責任という厳格な責任を負います。

「第三者」がドライバーの過失で被害を受けた場合

- お客様は、タクシーの乗客とは異なり、レンタカー事業者と共に、運行供用者責任という厳格な責任を負います。
(お客様が第三者からの損害賠償請求に対して責任を免れるためには、タクシーの乗客とは異なり、お客様自ら及びドライバーに過失が無かったこと等をお客様が立証する必要があります)
- タクシー事業者は、運行供用者責任という厳格な責任を負いますが、タクシーの乗客は負いません。

「白タク」での旅客運送は違法であり危険です！



ナンバープレートをチェック！

白色のナンバープレートは違法！

白タクを利用した場合、警察から職務質問を受ける場合があります！

日本では配車アプリ等を使い、自家用車を使って許可なく有料で人を運送することは禁止されています！違反した場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はその両方が科されることがあります！



*白地でもオリンピック、ラグビーワールドカップ等の特別なデザインプレートは緑の枠があり許可を持ったタクシーです。

白タクの事故でけがをした場合、補償が受けられない恐れがあります！

白タクは安全面に不安



項目	タクシー	白タク
運転手	プロドライバー	プロでないドライバー
運転前のアルコールチェック	あり	なし
事故時の責任	会社が対応	運転手任せ
保険義務づけ	旅客1名につき保険 8,000万円以上	なし



安全・安心なご旅行は、国の許可を受けた
タクシーをご利用ください！！

○近畿運輸局

○大阪府警察本部

○大阪府関西空港警察署

○(一社)大阪タクシー協会

○(一社)関西国際空港タクシー運営協議会

○関西エアポート(株)